

千葉県食品営業許可有効期間査定事務処理要領

(趣 旨)

- 1 この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第52条の規定による許可に当たって、食品衛生法施行条例（平成12年千葉県条例第3号。）第3条に規定される公衆衛生上必要な営業施設の基準に合致する施設の構造及び設備等について、その堅牢性及び耐久性（以下「材質特性」という。）、構造特性等を科学的かつ客観的に査定し、法第52条第3項の規定による許可の有効期間を決定するため、必要な事項を定めるものとする。

(査定基準)

- 2 査定基準は、材質特性、構造特性等についての査定項目及びその内容を定めた別表1のとおりとする。

(査定方法)

- 3 査定方法は、査定基準に適合するか否かを審査するものとする。

(許可の有効期間決定)

- 4 許可の有効期間は、査定の結果得られた査定項目の適合数により、別表2のとおり決定するものとする。

(実地検査)

- 5 (1) 査定に当たっては、食品営業許可有効期間決定の査定票（別記様式）により、実地に検査を行うものとする。ただし、既に査定が実施され、かつ査定項目に該当する構造及び設備等の変更等について確認する必要がない場合には、実地検査を行わないことができるものとする。
(2) 実地検査により作成した食品営業許可有効期間決定の査定票は、新たに実地検査を行うまでの間は保存するものとする。ただし、査定の結果等を電子計算機により保存する場合はこの限りではない。

(附 則)

この要領は、平成7年11月24日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成10年2月21日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1

食品営業許可有効期間査定基準

査 定 項 目	内 容
建 物	鉄骨又は鉄筋コンクリート，石材，ブロック，煉瓦造り
天 井 ・ 内 壁	コンクリート，モルタル，タイル，ステンレス等耐蝕性金属材
天 井 の 構 造	パイプ等は全て天井裏に収納され，天井面が平滑
床 ・ 腰 張 り	コンクリート，モルタル，タイル，ステンレス等耐蝕性金属材
内 壁 ・ 床 の 構 造	内壁と床の接合部がR構造 腰張りがある場合には，接合上部が45度の取付構造
空 調 設 備	機械による室温管理
洗 浄 設 備	コンクリート，タイル，陶製，ステンレス等耐蝕性金属材
保 管 設 備	コンクリート，石材，ブロック，煉瓦，ステンレス等耐蝕性金属材
冷 蔵 ・ 冷 凍 設 備	コンクリート，タイル，ステンレス等耐蝕性金属材で機械式
製 造 ・ 加 工 ・ 調 理 ・ 販 売 設 備	コンクリート，タイル，ステンレス等耐蝕性金属材
給 水	水道法又は千葉県小規模水道条例に規定する水道水
便 所	水洗式

別表 2

許可有効期間決定表

査定項目適合数	許可の有効期間
3項目以下	5年
4～6項目	6年
7～9項目	7年
10～12項目	8年